変　更　後

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-26 市道 0009 号線 ●事業内容 道路整備 延長 250m 幅員 11m ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 1526 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	
●事業名 4-27 市道 1526 号線 ●事業内容 ・道路整備 延長 150m 幅員 12m ●実施時期 平成 29 年度～33 年度	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 0009 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 29 年度～33 年度	

変　更　前

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-26 市道 0009 号線 ●事業内容 道路整備 延長 250m 幅員 11m ●実施時期 平成 30 年度～33 年度	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 1526 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～33 年度	
●事業名 4-27 市道 1526 号線 ●事業内容 ・道路整備 延長 150m 幅員 12m ●実施時期 平成 30 年度～33 年度	・川越市	・本路線は、川越駅西口周辺における補助幹線道路として、増加する交通需要への対応や交通円滑化に向けた整備の必要性が高い。 ・また、他の補助幹線道路（市道 0009 号線）や都市計画道路（川越所沢線）等とともに川越駅西口周辺の既存・計画中・構想中の各都市拠点（川越駅、ウェスタ川越、川越駅西口市有地、川越地方庁舎跡地等）を有機的に結ぶことによる歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化によるにぎわいの創出が期	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～33 年度	

		待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。			
●事業名 4-28 川越駅西口歩行者用デッキ ●事業内容 ・歩行者用デッキ 延長 96m 幅員 7m ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口市有地利活用において整備する新たな拠点へのメインアクセスルートとなるものである。 ・新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地への安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心三駅周辺地区)) ●実施時期 平成 29 年度～32 年度		
●事業名 4-29 川越駅西口歩行者用デッキシェルター ●事業内容 ・整備面積 700 ㎡ ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口歩行者用デッキ等に設置するシェルターであり、新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地へのメインアクセスルートにおいて、安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心三駅周辺地区)) ●実施時期 平成 29 年度～32 年度		
●事業名 4-30 川越駅東口駅前広場(市道 0007 号線) (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-31 川越駅東口駅前広場サイン (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-32 川越駅東口歩行者用デッキ床タイル (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-33 川越駅東口歩行者用デッ	(略)	(略)	(略)		

		待される路線である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。			
●事業名 4-28 川越駅西口歩行者用デッキ ●事業内容 ・歩行者用デッキ 延長 80m 幅員 7m ●実施時期 平成 29 年度～31 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口市有地利活用において整備する新たな拠点へのメインアクセスルートとなるものである。 ・新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地への安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心三駅周辺地区)) ●実施時期 平成 29 年度～31 年度		
●事業名 4-29 川越駅西口歩行者用デッキシェルター ●事業内容 ・整備面積 600 ㎡ ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口歩行者用デッキに設置するシェルターであり、新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地へのメインアクセスルートにおいて、安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心三駅周辺地区)) ●実施時期 平成 29 年度～32 年度		
●事業名 4-30 川越駅東口駅前広場(市道 0007 号線) (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-31 川越駅東口駅前広場サイン (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-32 川越駅東口歩行者用デッキ床タイル (略)	(略)	(略)	(略)		
●事業名 4-33 川越駅東口歩行者用デッ	(略)	(略)	(略)		

キ歩行支援施設 （略）				
●事業名 4-34 川越駅東口駅前広場公衆便所 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-35 川越駅東口駅前広場エスカレーター （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-36 川越駅西口歩行者用デッキエスカレーター ●事業内容 ・エスカレーター　２基 ●実施時期 平成 31 年度	・川越市	・本施設は、川越駅西口市有地利活用において整備する新たな拠点へのメインアクセスルートとなるものである。 ・新たなにぎわいを創出する川越駅西口市有地への安全かつ良質な歩行空間を提供するものであることから、歩行者の回遊性の向上、にぎわいの創出が期待される施設である。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 31 年度	

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-1 本川越駅西口開設工事 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-2 市道 1311 号線ほか（（仮称）本川越西口駅前通り線） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-4 都市計画道路　市内循環線（脇田町） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-5 都市計画道路　市内循環線（宮下町） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-6 都市計画道路　本川越駅前通線	・川越市	・本施設は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、	●支援措置の内容 ・防災・安全交	

キ歩行支援施設 （略）				
●事業名 4-34 川越駅東口駅前広場公衆便所 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-35 川越駅東口駅前広場エスカレーター （略）	（略）	（略）	（略）	
新規事業の追加				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-1 本川越駅西口開設工事 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-2 市道 1311 号線ほか（（仮称）本川越西口駅前通り線） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-4 都市計画道路　市内循環線（脇田町） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-5 都市計画道路　市内循環線（宮下町） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-6 都市計画道路　本川越駅前通線	・川越市	・本施設は、本川越駅と喜多院周辺の観光スポットを結ぶ役割を持っているが、幅員が狭く、	●支援措置の内容 ・防災・安全交	

	●事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m ●実施時期 平成 22 年度～30 年度		歩道も未整備となっている。 ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	付金(道路事業(街路)) ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心市街地地区)) ●実施時期 平成 27 年度～29 年度 平成 22 年度～26 年度			●事業内容 ・道路整備 延長 181m 幅員 16m ●実施時期 平成 22 年度～29 年度		歩道も未整備となっている。 ・円滑な交通確保及び歩行者の安全性・快適性の向上を図る必要がある。 ・防災機能の強化と景観に配慮した整備を行うことで、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	付金(道路事業(街路)) ・社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(川越市中心市街地地区)) ●実施時期 平成 27 年度～29 年度 平成 22 年度～26 年度	
	●事業名 4-8 歴史的地区環境整備街路（立門前線） ●事業内容 ・道路整備（美装化） 延長 220m 幅員 6m ●実施時期 平成 23 年度～31 年度	・川越市	・歴史的な建造物の街並みが続く地区において、町並みと調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 29 年度～31 年度			（３）から移設					
	●事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線） ●事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長 150m 幅員 5m～6.9m ●実施時期 平成 23 年度～27 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みと調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度			（３）から移設					
	●事業名 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 ●事業内容 ・景観重要建造物・都市景観重要建築物の外観保全に関する工事費の助成	・川越市	・景観重要建造物及び都市景観重要建築物は、伝統的建造物群保存地区以外の地域において指定される景観上重要な建造物で、エリア内に点在しており、新たな観光資源としても期待される。 ・積極的に外観整備を支援する	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街並み環境整備事業） ●実施時期			（３）から移設					

	●実施時期 平成 12 年度～		事で、川越の歴史的町並みの保全形成に厚みを持たせる効果がある。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	平成 27 年度～ 32 年度							
	●事業名 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣 ●事業内容 ・都市景観形成地域における都市景観形成基準の適正な運用と良好な景観形成の進行管理を目的に、実施者となる地元協議組織へ専門家を派遣する。 ●実施時期 平成 17 年度～	・川越市	・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における都市景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～ 32 年度		（３）から移設				
	●事業名 4-12 新築修景補助事業 ●事業内容 ・都市景観形成地域における、都市景観形成基準に沿った新築修景工事への補助。 ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～ 32 年度		（３）から移設				
	●事業名 4-16 川越駅西口周辺地区整備 （略）	（略）	（略）	（略）		●事業名 4-16 川越駅西口周辺地区整備 （略）	（略）	（略）	（略）		
	●事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備事業	・川越市	・クレアモールの川越駅東口から本川越駅前通線までの間は、電線地中化及びショッピング・	●支援措置の内容 ・社会資本整備							

	●事業内容 ・道路整備（路面美装化）、の事業化に向けた検討・合意形成 延長 350m 幅員 5.8～7.6m ●実施時期 平成 27 年度～		モール化が図られ、快適な買物空間となっている。 ・一方、この通りの本川越駅前通線以北の連雀町新富町線は、未整備区間となっていることから、町並みや商店街が分断され、まちのにぎわいと集客力に欠けている。 ・このため、連雀町新富町線の路面の美装化などを図り、快適で魅力的な歩行空間を形成する必要がある。 ・また、この通りに立地する鏡山酒造跡地に整備した川越市産業観光館（小江戸蔵里）を併せて、一体的なまちづくりを行うことにより、まちのにぎわいと活力の創出を図る。 ・更に、モール化された大正浪漫夢通り線とのアクセスが確保され、川越駅東口から歴史的町並み地区まで歩行者ネットワークが形成されることにより、まちの回遊性が高まる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 30 年度～31 年度			（４）から移設				

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（２）②へ移設				

（３）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-7 伝統的建造物群保存地区保存整備事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 4-8 歴史的地区環境整備街路（立門前線） ●事業内容 ・道路整備 延長 220m 幅員 6m ●実施時期 平成 23 年度～32 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みと調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 29 年度～32 年度	

	（２）②へ移設							●事業名 4-9 歴史的地区環境整備街路（喜多院門前通り線） ●事業内容 ・道路整備、電線類地中化 延長 150m 幅員 5m～6.9m ●実施時期 平成 23 年度～27 年度	・川越市	・歴史的な建造物の町並みが続く地区において、町並みとの調和のとれた景観に配慮した道路整備を行うことによって、地域の魅力の向上や居住環境を高めるとともに、観光客の回遊性を高める。 ・電線類を地中化することにより防災機能の向上も図れる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に寄与する事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度		
	（２）②へ移設							●事業名 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用 ●事業内容 ・景観重要建造物・都市景観重要建築物の外観保全に関する工事費の助成 ●実施時期 平成 12 年度～	・川越市	・景観重要建造物及び都市景観重要建築物は、伝統的建造物群保存地区以外の地域において指定される景観上重要な建造物で、エリア内に点在しており、新たな観光資源としても期待される。 ・積極的に外観整備を支援する事で、川越の歴史的町並みの保全形成に厚みを持たせる効果がある。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度		
	（２）②へ移設							●事業名 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣 ●事業内容 ・都市景観形成地域における都市景観形成基準の適正な運用と良好な景観形成の進行管理を目的に、実施者となる地元協議組織へ専門家を派遣する。 ●実施時期 平成 17 年度～	・川越市	・都市景観条例に基づき指定された都市景観形成地域における都市景観形成基準は、地元住民協議組織との協働で作成したものである。 ・基準は、歴史的景観の保全と、中心商業地の賑わい持続を目標に検討したものであり、適正な基準運用は、良好で魅力ある都市景観の形成の推進となるため、実施者の代表となる地元協議組織へ専門家を派遣し、まちづくりへの意欲の持続と新たな問題への解決行動を支援する。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度		

（２）②へ移設				

（４）国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-13 中央通り地区整備事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 4-14 三駅周辺地区整備 ●事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関とのまちづくり協議 ・中央通り線（川越駅南大塚線～市内循環線）の整備に向けた地元・関係機関との調整及び整備方針の検討 ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等の来街者の玄関口として多くの人に利用されており、交通結節点の機能を持っている。 ・周辺地区の都市基盤整備は三駅間の連携を考慮しながら一体的に推進し、駅機能、交通結節点の強化並びに交通円滑化を図り、都市的な魅力と利便性の向上を図る必要がある。 ・本川越駅西口の開設整備に合わせて、周辺地区のまちづくりについて地区住民、関係機関と協議検討を行う必要がある。 ・川越市駅周辺は、駅東口の駅前広場や都市計画道路市内循環線等の基盤整備が未整備であることや、西口が開設されていないことなどから、交通アクセス機能が弱く、商業機能等の集積が十分に図られていない状況と		

		な事業である。		
●事業名 4-12 新築修景補助事業 ●事業内容 ・都市景観形成地域における、都市景観形成基準に沿った新築修景工事への補助。 ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・景観阻害物件の改善とともに、伝統的建造物群保存地区周辺の歴史的景観保全を図る。 ・本事業により、良好な都市景観の形成が図れることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） ●実施時期 平成 27 年度～32 年度	

（４）国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 4-13 中央通り地区整備事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 4-14 三駅周辺地区整備 ●事業内容 ・本川越駅西口周辺整備に併せた地元・関係機関とのまちづくり協議 ・中央通り線（川越駅南大塚線～市内循環線）の整備に向けた地元・関係機関との調整及び整備方針の検討 ●実施時期 平成 27 年度～31 年度	・川越市	・三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区については、交通拠点として通勤や通学などで利用されるのはもちろんのこと、生活拠点として病院や商業施設への利用のほか、観光客等の来街者の玄関口として多くの人に利用されており、交通結節点の機能を持っている。 ・周辺地区の都市基盤整備は三駅間の連携を考慮しながら一体的に推進し、駅機能、交通結節点の強化並びに交通円滑化を図り、都市的な魅力と利便性の向上を図る必要がある。 ・本川越駅西口の開設整備に合わせて、周辺地区のまちづくりについて地区住民、関係機関と協議検討を行う必要がある。 ・川越市駅周辺は、駅東口の駅前広場や都市計画道路市内循環線等の基盤整備が未整備であることや、西口が開設されていないことなどから、交通アクセス機能が弱く、商業機能等の集積が十分に図られていない状況と		

			なっている。よって本川越駅西口開設後の川越市駅の利用者及び川越市駅から本川越駅西口間の沿道商店街へのまちづくり意識調査等を行うなど、今後の川越市駅周辺整備の方向性を検討するための基礎的な調査を行う必要がある。 ・都市計画道路中央通り線については、都市計画道路川越所沢線と併せて、国道 16 号から川越駅西口・本川越駅を経由し、中心市街地北部地域に至る中心軸を成す重要な路線であるとともに、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化による賑わいの創出が期待される路線である。 ・現在、この西口区間については、~~事業を行う西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備に併せた一体的な整備が必要であることから~~事業化に向けた地元・関係機関とまちづくり協議を進め、整備方針の検討を行う必要がある。 ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。						なっている。よって本川越駅西口開設後の川越市駅の利用者及び川越市駅から本川越駅西口間の沿道商店街へのまちづくり意識調査等を行うなど、今後の川越市駅周辺整備の方向性を検討するための基礎的な調査を行う必要がある。 ・都市計画道路中央通り線については、都市計画道路川越所沢線と併せて、国道 16 号から川越駅西口・本川越駅を経由し、中心市街地北部地域に至る中心軸を成す重要な路線であるとともに、良質な歩行空間確保による歩行者の回遊性の向上、沿道の土地利用の活性化による賑わいの創出が期待される路線である。 ・現在、この西口区間については、事業を行う西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）の整備に併せた一体的な整備が必要であることから事業化に向けた地元・関係機関とまちづくり協議を進め、整備方針の検討を行う必要がある。 ・基本方針である、「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。			
	●事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用 ●事業内容 ・川越駅西口市有地の利活用による新たな拠点の整備 ●実施時期 平成 21 年度～	・川越市	・現在暫定的に利用している市有地（約 9,080 ㎡）について、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）や周辺のまちづくりと連携し、多様な機能（行政機能、民間機能、安全と潤いの機能、自転車駐車場、バス等発着機能）を有する新たな拠点を整備する必要がある。 ・本事業により、川越駅西口地区へ商業、業務、交通結節点機能等の集積が進むことから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。					●事業名 4-17 川越駅西口市有地利活用 ●事業内容 ・川越駅西口市有地の利活用による新たな拠点の整備 ●実施時期 平成 21 年度～	・川越市	・現在暫定的に利用している市有地（約 8,300 ㎡）について、西部地域振興ふれあい拠点（ウェスタ川越）や周辺のまちづくりと連携し、多様な機能（行政機能、民間機能、安全と潤いの機能、自転車駐車場、バス等発着機能）を有する新たな拠点を整備する必要がある。 ・本事業により、川越駅西口地区へ商業、業務、交通結節点機能等の集積が進むことから、基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。			

	●事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討 （略）	（略）	（略）				●事業名 4-19 中央通り線（連雀町交差点～仲町交差点）の整備検討 （略）	（略）	（略）		
	●事業名 4-20 中央通りまちなみ整備 （略）	（略）	（略）				●事業名 4-20 中央通りまちなみ整備 （略）	（略）	（略）		
	●事業名 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備） （略）	（略）	（略）				●事業名 4-21 高質空間形成施設（市道 1320 号線歩道整備） （略）	（略）	（略）		
	（２）②へ移設						●事業名 4-22 連雀町新富町線道路整備事業 ●事業内容 ・道路整備（路面美装化）、の事業化に向けた検討・合意形成 延長 350m 幅員 5.8～7.6m ●実施時期 平成 27 年度～	・川越市	・クレアモールの川越駅東口から本川越駅前通線までの間は、電線地中化及びショッピング・モール化が図られ、快適な買物空間となっている。 ・一方、この通りの本川越駅前通線以北の連雀町新富町線は、未整備区間となっていることから、町並みや商店街が分断され、まちのにぎわいと集客力に欠けている。 ・このため、連雀町新富町線の路面の美装化などを図り、快適で魅力的な歩行空間を形成する必要がある。 ・また、この通りに立地する鏡山酒造跡地に整備した川越市産業観光館（小江戸蔵里）と併せて、一体的なまちづくりを行うことにより、まちのにぎわいと活力の創出を図る。 ・更に、モール化された大正浪漫夢通り線とのアクセスが確保され、川越駅東口から歴史的町並み地区まで歩行者ネットワークが形成されることにより、まちの回遊性が高まる。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。			
	●事業名 4-23 松江町交差点改良事業 ●事業内容	・川越市	・２つの都市計画道路が交差する当該交差点は東京川越線が未整備ということもあり、南北方向に交通渋滞を引き起こしてい				●事業名 4-23 松江町交差点改良事業 ●事業内容	・川越市	・２つの都市計画道路が交差する当該交差点は東京川越線が未整備ということもあり、南北方向に交通渋滞を引き起こしてい		

・詳細設計 ・交差点暫定改良 ・延長 30m ●実施時期 平成 24 年度～31 年度		る。 ・改良による交通渋滞の軽減により、北部地域における他の交通施策の検討及び実施に寄与する。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-24 街区公園等整備事業 ●事業内容 ・街区公園の整備 ◎設置場所 ・小仙波町２丁目 敷地面積 4,343 ㎡ ●実施時期 平成 31 年度～32 年度	・川越市	・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。 ・誰もが同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備 （略）	（略）	（略）		

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 5-3 子育て安心施設整備事業 ●事業内容 ・子育て安心施設の整備 床面積 1,500～1,800 ㎡ 導入機能 ①保育機能（送迎保育ステーションなど）、②子育て支援施設、③乳幼児相談、産前・産後相談の場、④健康教育・健康相談の場、⑤地域包括支援センター	・川越市	・これからのまちづくりに必要な都市機能の集約や、子育て世代の利便性を高めるため、駅周辺に子育て安心施設を設置する。 ・保育機能や相談機能とともに、子育て世代を中心に多世代が集う場の充実を図る。 ・基本方針である「にぎわいの創出」に寄与する、中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 ・社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（川越市中心三駅周辺地区）） ●実施時期 平成 30 年度～32 年度	

・詳細設計 ・交差点暫定改良 ・延長 30m ●実施時期 平成 24 年度～29 年度		る。 ・改良による交通渋滞の軽減により、北部地域における他の交通施策の検討及び実施に寄与する。 ・基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-24 街区公園等整備事業 ●事業内容 ・街区公園の整備 ◎設置場所 ・小仙波町２丁目 敷地面積 4,343 ㎡ ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	・川越市	・街区公園等を市街地に適切に配置し、親しみと安らぎを感じるようなオープンスペースを提供する。 ・誰もが同じように公園を利用することができるとともに、災害時における避難場所としても活用するほか、回遊時の休憩スペースとして活用することができることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		
●事業名 4-25 川越城富士見櫓跡整備 （略）	（略）	（略）		

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
新規事業の追加				

●実施時期 平成 30 年度～32 年度				

（２）②略
（３）略
（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）略
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-2 チャレンジショップ事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-3 小江戸川越春まつり ●事業内容 ・毎年３月下旬から５月上旬にかけて、オープニングイベント、縁日大会、謎解きゲーム等様々なイベントの開催 ●実施時期 平成２年～	・小江戸川越観光事業実行委員会 ・（公社）小江戸川越観光協会	・昭和 40 年から実施されてきたさくら祭りが平成２年に小江戸川越春まつりとなった。 ・蔵造りの町並みにおいて、春まつり開催式典のほか、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武やマーチングバンドパレードなどのオープニングイベントが行われる。また、蓮馨寺、熊野神社の境内において、まつり囃子やステージイベントが楽しめる縁日大会、市内各所を巡って数々の謎を解いていく謎解きゲーム、蓮馨寺での民踊大会のほか、期間中に様々な協賛事業等が実施される。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	

（２）②略
（３）略
（４）略

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項　略

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項
［１］略
［２］具体的事業の内容
（１）法に定める特別の措置に関連する事業等
（２）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-1 旧鶴川座保存活用事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-2 チャレンジショップ事業 （略）	（略）	（略）	（略）	
（４）から移設				

		必要な事業である。		
●事業名 7-4 川越百万灯夏まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-5 川越まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-41 KAWAGOE RIMIX 食と音と灯りの融合 ●事業内容 ・ライトアップ、ライブパフォーマンス、川越蔵まちバル ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	・食と音と灯りの融合実行委員会	・観光客数は増加傾向にあるものの、滞在時間は短く、また夕方以降のにぎわいが不足しているという現状を踏まえ、夜のにぎわいの創出のため、当初、民間有志により「小江戸川越ライトアップ実行委員会」が組織され、市や関係団体も協力してライトアップ事業が実施された。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。	●支援措置の内容 中心市街地活性化ソフト事業 ●実施時期 平成 30 年度～31 年度	

（２）②略
（３）略
（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
（２）①へ移設				

●事業名 7-4 川越百万灯夏まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
●事業名 7-5 川越まつり （略）	（略）	（略）	（略）	
新規事業の追加				

（２）②略
（３）略
（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 7-3 小江戸川越春まつり ●事業内容 ・毎年３月下旬から５月上旬にかけて、オープニングイベント、縁日大会、謎解きゲーム等様々なイベントの開催 ●実施時期 平成２年～	・小江戸川越観光事業実行委員会 ・（公社）小江戸川越観光協会	・昭和 40 年から実施されてきたさくら祭りが平成２年に小江戸川越春まつりとなった。 ・蔵造りの町並みにおいて、春まつり開催式典のほか、川越藩火縄銃鉄砲隊の演武やマーチングバンドパレードなどのオープニングイベントが行われる。また、蓮馨寺、熊野神社の境内において、まつり囃子やステージイベントが楽しめる縁日大会、市内各所を巡って数々の謎を解いていく謎解きゲーム、蓮馨寺での民踊大会のほか、期間中に様々な協賛事業等が実施される。 ・中心市街地で行われ、大勢の見物人が訪れる本事業は、基本		

●事業名 7-8 旧小林斗あん宅跡地整備事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-11 空き店舗情報登録制度 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-12 空き店舗対策事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-14 テナントミックス事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-15 経営力向上・創業等支援 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-16 若手人材育成事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-18 中小企業向け融資事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-19 川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業 （略）	（略）	（略）		

		方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。		
●事業名 7-8 旧小林斗あん宅跡地整備事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-9 旧山崎家別邸及び周辺歴史的建造物利活用 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-10 川越市産業観光館（小江戸蔵里）管理運営事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-11 空き店舗情報登録制度 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-12 空き店舗対策事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-14 テナントミックス事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-15 経営力向上・創業等支援 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-16 若手人材育成事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-17 大規模小売店舗撤退時等のセーフティネット （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-18 中小企業向け融資事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-19 川越ものづくりブランド KOEDO E-PRO 認定事業 （略）	（略）	（略）		

●事業名 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発（再掲） （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-21 商店街一店逸品運動推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-22 中心商店街魅力創出事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-23 シャッターアート事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-24 イルミネーション事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-25 サテライトスタジオ設置事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-26 素人ちんどんフェスティバル （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-27 創作門松装飾事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-29 英語でおもてなし事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-30 にぎわいづくり推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-31 中心市街地文化活動の推進 （略）	（略）	（略）		

●事業名 6-4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発（再掲） （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-21 商店街一店逸品運動推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-22 中心商店街魅力創出事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-23 シャッターアート事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-24 イルミネーション事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-25 サテライトスタジオ設置事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-26 素人ちんどんフェスティバル （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-27 創作門松装飾事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-29 英語でおもてなし事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-30 にぎわいづくり推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-31 中心市街地文化活動の推進 （略）	（略）	（略）		

●事業名 7-32 川越スカラ座整備運営事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-35 路上喫煙防止条例推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-37 街なか花壇の充実 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-40 観光振興計画推進 （略）	（略）	（略）		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②略

（３）略

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-2 交通円滑化方策 （略）	（略）	（略）		
●事業名 8-3	・川越市	・中心市街地、特に川越駅周辺		

●事業名 7-32 川越スカラ座整備運営事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-33 小江戸川越トリエンナーレ展 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-34 クレアモール周辺地区違反広告物等是正指導 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-35 路上喫煙防止条例推進事業 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-37 街なか花壇の充実 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-39 川越観光ツアーの企画・実施 （略）	（略）	（略）		
●事業名 7-40 観光振興計画推進 （略）	（略）	（略）		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［１］略

［２］具体的事業の内容

（１）略

（２）①略

（２）②略

（３）略

（４）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
●事業名 8-2 交通円滑化方策 （略）	（略）	（略）		
●事業名 8-3	・川越市	・中心市街地、特に川越駅周辺		

	川越市自転車シェアリング ●事業内容 ・登録受付２箇所 ・自転車 110 台 ・無人駐輪ポート 12 箇所 ●実施時期 平成 25 年度～		から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。 ・観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。 ・自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。 ・本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。				川越市自転車シェアリング ●事業内容 ・登録受付１箇所 ・自転車 100 台 ・無人駐輪ポート 11 箇所 ●実施時期 平成 25 年度～		から観光の拠点となっている北部地域については、城下町特有の狭い道路に多くの交通が集中しているため、交通渋滞対策と歩行者の安全確保を進め、歴史的な町並み保全と歩行者が歩いて楽しめるまちづくりが急務となっている。 ・観光スポット間の移動時間が短縮されることで、その分、来街者の当該地での滞在時間を引き延ばすことが可能となり、活力とにぎわいの創出に繋がるものと考えられる。このために、自転車シェアリング事業は有効な方策である。 ・自動車によらずとも、自転車シェアリングにより素早く、手軽に観光スポット間を移動できることが定着すれば、来街時における公共交通機関の利用促進に繋がり、ひいては、中心市街地における自動車交通量の削減に資するものとなる。 ・本事業により、移動手段の多様化による都市の魅力、回遊性向上、環境面での効果が期待できることから、基本方針である「魅力あるまちなみづくり」、「にぎわいの創出」に寄与する中心市街地の活性化に必要な事業である。		

４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

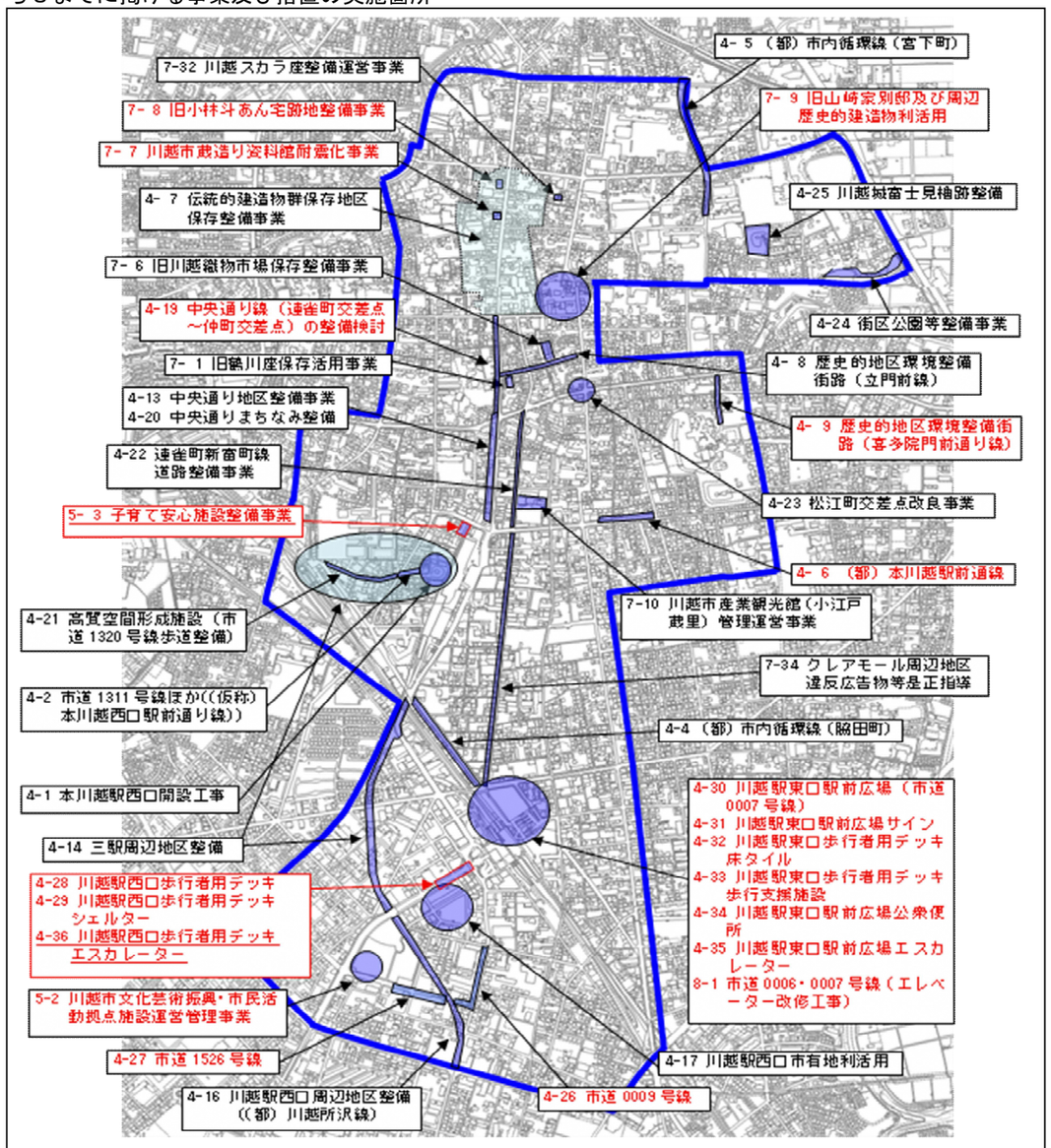

事業位置が特定されない事業

- 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用
- 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
- 4-12 新築修景補助事業
- 5- 1 地域子育て支援拠点事業
- 6- 1 建築物耐震化促進事業
- 6- 2 住環境改善事業
- 6- 3 住宅改修支援事業
- 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発
- 7- 2 チャレンジショップ事業
- 7- 3 小江戸川越春まつり
- 7- 4 川越百万灯夏まつり
- 7- 5 川越まつり
- 7-11 空き店舗情報登録制度
- 7-12 空き店舗対策事業
- 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
- 7-14 テナントミックス事業
- 7-15 経営力向上・創業等支援
- 7-16 若手人材育成事業
- 7-17 大規模小売店舗撤退時のセーフティネット
- 7-18 中小企業向け融資事業
- 7-19 川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定事業
- 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出
- 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
- 7-22 中心商店街魅力創出事業
- 7-23 シャッターアート事業
- 7-24 イルミネーション事業
- 7-25 サテライトスタジオ設置事業
- 7-26 素人ちんどんフェスティバル
- 7-27 創作門松装飾事業
- 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市）
- 7-29 英語でおもてなし事業
- 7-30 にぎわいづくり推進事業
- 7-31 中心市街地文化活動の推進
- 7-33 小江戸川越リエンナーレ展
- 7-35 路上喫煙防止条例推進事業
- 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度
- 7-37 街なか花壇の充実
- 7-38 東京2020オリンピック・パラリンピックの推進
- 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
- 7-40 観光振興計画推進
- 7-41 KAWAGOE RIMIX 食と音と灯りの融合
- 8- 2 交通円滑化方策
- 8- 3 川越市自転車シェアリング

凡例	
赤字	新規事業
黒字	継続事業

◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

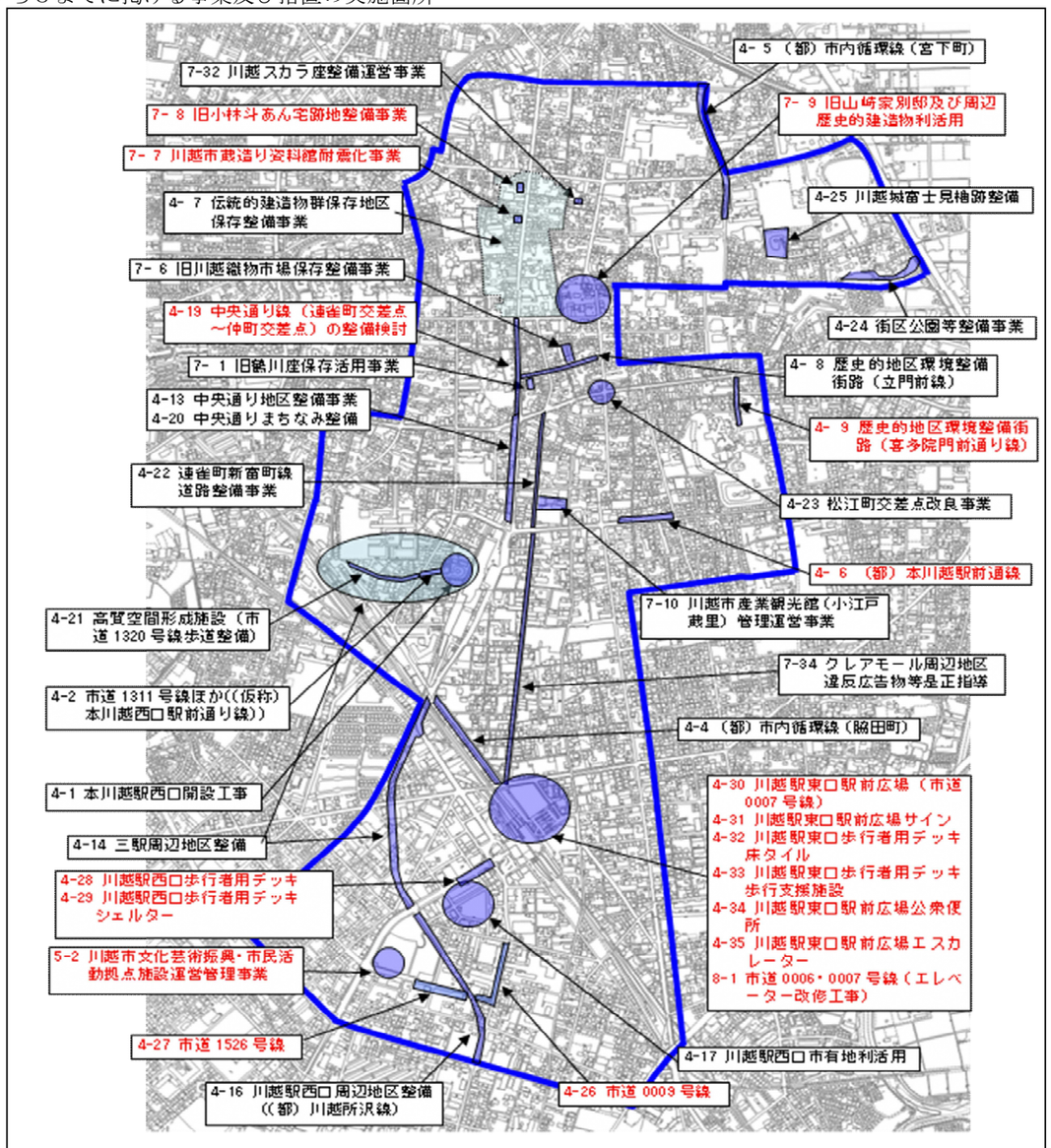

事業位置が特定されない事業

- 4-10 景観重要建造物・都市景観重要建築物の活用
- 4-11 まちづくりアドバイザーの派遣
- 4-12 新築修景補助事業
- 5- 1 地域子育て支援拠点事業
- 6- 1 建築物耐震化促進事業
- 6- 2 住環境改善事業
- 6- 3 住宅改修支援事業
- 6- 4 共同住宅低層階への商業施設等入居啓発
- 7- 2 チャレンジショップ事業
- 7- 3 小江戸川越春まつり
- 7- 4 川越百万灯夏まつり
- 7- 5 川越まつり
- 7-11 空き店舗情報登録制度
- 7-12 空き店舗対策事業
- 7-13 空き地・空き店舗活用支援事業
- 7-14 テナントミックス事業
- 7-15 経営力向上・創業等支援
- 7-16 若手人材育成事業
- 7-17 大規模小売店舗撤退時のセーフティネット
- 7-18 中小企業向け融資事業
- 7-19 川越ものづくりブランドKOEDO E-PRO認定事業
- 7-20 パッサージュ（横道・小道）の演出
- 7-21 商店街一店逸品運動推進事業
- 7-22 中心商店街魅力創出事業
- 7-23 シャッターアート事業
- 7-24 イルミネーション事業
- 7-25 サテライトスタジオ設置事業
- 7-26 素人ちんどんフェスティバル
- 7-27 創作門松装飾事業
- 7-28 二升五合市（商い益々繁盛市）
- 7-29 英語でおもてなし事業
- 7-30 にぎわいづくり推進事業
- 7-31 中心市街地文化活動の推進
- 7-33 小江戸川越リエンナーレ展
- 7-35 路上喫煙防止条例推進事業
- 7-36 エコストア・エコオフィス認定制度
- 7-37 街なか花壇の充実
- 7-38 東京2020オリンピック・パラリンピックの推進
- 7-39 川越観光ツアーの企画・実施
- 7-40 観光振興計画推進
- 8- 2 交通円滑化方策
- 8- 3 川越市自転車シェアリング

凡例	
赤字	新規事業
黒字	継続事業

９．４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 ［１］川越市の推進体制の整備等 （１）略 【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】 【新計画策定に向けた検討状況】 （略） ［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 （１）略 【新計画策定に向けた検討状況】 （略） 【協議会の開催状況】 平成２７年　５月２２日　第　１回　・平成２６年度認定中心市街地活性化基本計画フォローアップに関する報告書の件 平成２７年１１月１１日　第　２回　・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成２８年　２月１５日　第　３回　・中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 平成２８年　５月１２日　第　４回　・中心市街地活性化基本計画変更に関する認定について（報告） ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて（報告） 平成２８年１０月２７日　第　５回　・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ワーキンググループの進捗状況について 平成２９年　２月　６日　第　６回　・中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 平成２９年　５月１１日　第　７回　・中心市街地活性化基本計画の変更認定およびフォローアップ報告について（報告） ・ワーキンググループの進捗状況について（報告） 平成２９年１１月　１日　第　８回　・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ワーキンググループの進捗状況について 平成３０年　２月　５日　第　９回　・中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて （２）略 ［３］略	９．４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項 ［１］川越市の推進体制の整備等 （１）略 【川越市中心市街地活性化推進委員会検討部会】 【新計画策定に向けた検討状況】 （略） ［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 （１）略 【新計画策定に向けた検討状況】 （略） 【協議会の開催状況】 平成２７年　５月２２日　第　１回　・平成２６年度認定中心市街地活性化基本計画フォローアップに関する報告書の件 平成２７年１１月１１日　第　２回　・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について 平成２８年　２月１５日　第　３回　・中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて 平成２８年　５月１２日　第　４回　・中心市街地活性化基本計画変更に関する認定について（報告） ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて（報告） 平成２８年１０月２７日　第　５回　・中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ワーキンググループの進捗状況について 平成２９年　２月　６日　第　６回　・中心市街地活性化基本計画の変更について ・中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて （２）略 ［３］略
10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ［１］略 ［２］略 ［３］略 ［４］都市機能の集積のための事業等 都市福利、街なか居住及び商業等の充実と歴史的な建造物等の文化資産の活用によって都市機能の集積を図り、魅力ある都市空間の創造に資するため、以下の事業に取組み中心市街地の活性化を推進する。 **４．市街地の整備改善のための事業** 4- 1 ～ 4-35（略） 4-36 川越駅西口歩行者用デッキエスカレーター **５．都市福利施設の整備のための事業** 5- 1 ～ 5- 2（略） 5-3 子育て安心施設整備事業 **６．街なか居住の推進のための事業**	10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ［１］略 ［２］略 ［３］略 ［４］都市機能の集積のための事業等 都市福利、街なか居住及び商業等の充実と歴史的な建造物等の文化資産の活用によって都市機能の集積を図り、魅力ある都市空間の創造に資するため、以下の事業に取組み中心市街地の活性化を推進する。 **４．市街地の整備改善のための事業** 4- 1 ～ 4-35（略） **５．都市福利施設の整備のための事業** 5- 1 ～ 5- 2（略） ６．街なか居住の推進のための事業

（略） **７．商業の活性化のための事業** 7- 1 ～ 7-40（略） 7-41 KAWAGOE RIMIX 食と音と灯りの融合 **８．４から７までの事業及び措置と一体的に推進するための事業** （略） 11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 ［１］略 ［２］略 ［３］その他の事項 （１）関連計画による位置付け 平成 11 年 3 月、第 5 次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市として位置づけられた。 国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。 また、「ー安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県５か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。 人口減少の克服と地方創生を目的として、平成 28 年１月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中心市街地に集積する「歴史的建造物の維持のためのコストへの対応」を課題として掲げ、歴史的建造物等を保全・活用するための取組や、本計画に位置づけがある旧川越織物市場の整備等を行うこととされている。 このほか、今後の人口減少・高齢社会を見据えた２０年後のまちづくりビジョンとして現在、策定作業を進めている「＿＿＿川越市立地適正化計画」によりコンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりへの取組を推進し、中心市街地の商業、医療、福祉施設等の都市機能施設の新たな誘導や維持を図ることにより、中心市街地の活力と魅力の創出に努めていく。 さらに、平成 29 年 3 月策定の「川越市都市・地域総合交通戦略」においては、人々の活力を生み出す、歩いて楽しい魅力的な中心市街地の形成に資する交通関連の事業を推進することとしている。 このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。 （２）略 12．認定基準に適合していることの説明 略	（略） ７．商業の活性化のための事業 7- 1 ～ 7-40（略） ８．４から７までの事業及び措置と一体的に推進するための事業 （略） 11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 ［１］略 ［２］略 ［３］その他の事項 （１）関連計画による位置付け 平成 11 年 3 月、第 5 次首都圏基本計画により、本市を中心とする地域が業務核都市として位置づけられた。 国が策定した「首都圏整備計画」においては、「川越駅周辺地区等既存の市街地には、商業、文化、交流機能等が集積している。今後は、これらの集積をいかしつつ、中心市街地の再整備を推進する。」とされている。 また、「ー安心・成長・自立自尊の埼玉へー（埼玉県５か年計画）」では、「中心市街地の空洞化の進行や市街地における工場跡地などの低未利用地の拡大による、まちのにぎわいの低下が課題となっています。このため、駅周辺などの拠点整備を行い、中心市街地の定住人口の増加や商業施設、福祉施設などの導入を推進します。」とされている。 人口減少の克服と地方創生を目的として、平成 28 年１月に策定された「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、中心市街地に集積する「歴史的建造物の維持のためのコストへの対応」を課題として掲げ、歴史的建造物等を保全・活用するための取組や、本計画に位置づけがある旧川越織物市場の整備等を行うこととされている。 このほか、今後の人口減少・高齢社会を見据えた２０年後のまちづくりビジョンとして現在、策定作業を進めている「~~（仮）~~川越市立地適正化計画」によりコンパクトシティ・プラスネットワークのまちづくりへの取組を推進し、中心市街地の商業、医療、福祉施設等の都市機能施設の新たな誘導や維持を図ることにより、中心市街地の活力と魅力の創出に努めていく。 さらに、平成 29 年 3 月策定の「川越市都市・地域総合交通戦略」においては、人々の活力を生み出す、歩いて楽しい魅力的な中心市街地の形成に資する交通関連の事業を推進することとしている。 このようなことから、今後、国、県と連携を図りながら、中心市街地の活性化を図っていく。 （２）略 12．認定基準に適合していることの説明 略